



施設などの利用について

施設などの利用手続きは、
認定区分によって異なります。

利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



1 幼稚園などの施設に
直接申込みを行います。
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

2 施設から入園の内定を受けます。
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

3 施設を通じて市町村に認定を
申請します。

4 施設を通じて市町村から
認定証が交付されます。

5 施設と契約をします。

2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



1 市町村に直接認定を申請します。
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

2 市町村が「保育の必要性」を
認めた場合、認定証が交付されます。

3 市町村に保育所などの利用希望の
申込みをします。
(希望する施設名などを記載)

4 申請者の希望、保育所などの状況に
応じ、保育の必要性の程度を
踏まえ、市町村が利用調整をします。

5 利用先の決定後、契約となります。

利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。]



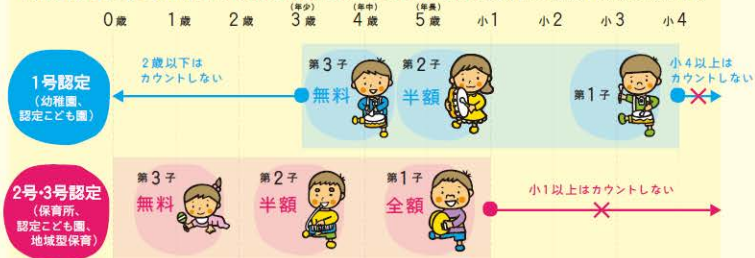
保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、
保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

- 1 保育料は保護者の所得(市町村民税所得割課税額等)を基に算出されます。
※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。
- 2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。
<きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定(幼稚園、認定こども園)と2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)で多子計算のカウントの方法が異なります。



※きょうだいで通園する施設が異なる(認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳(1号認定)で幼稚園を利用、第3子が3歳(2号認定)で保育所を利用している場合

▶ 第2子: 小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

▶ 第3子: 小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

<年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

[保育料の詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。]